

南海地震条例関連施策整理票

関連するテーマ	揺れから身を守る
施策	自動販売機の転倒防止
時間軸	備えの段階
内容	自動販売機の転倒により、歩行者等に危害を及ぼし、又は避難や緊急物資等の輸送を阻害することがないよう、通学路や避難路、多数の人々が通行する道路に面する場所では、自動販売機の転倒防止対策を行う必要がある。
実施主体、県の役割等	自動販売機の所有者又は管理者は、自らの責任で管理し、適切な転倒防止対策を行う。
法体系	自動販売機の転倒防止対策についての法規定なし。
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ J I S 基準規格「自動販売機の据付基準」(J I S B 8562 : 1977年制定、1996年改定) と、それを補完する業界自主基準「自動販売機の屋内据付基準」(1988年2月制定、1995年9月改定) により据付方法、耐震性、据付面などが規定されており、自販機業界 4 団体 (全国清涼飲料工業会、日本自動販売機工業会、日本自動販売協会、日本自動販売機保安整備協会) は、これら基準により転倒防止を含む安全対策の徹底化を推進している。この据付基準を遵守すれば、震度6弱程度までの地震では自販機が倒れる心配はないとされている。 ・ 自動販売機の据付方法は、「据付面に自動販売機の脚部を固定金具とアンカーボルトを用いて直接固定」「コンクリートブロックを活用し、ブロックと自動販売機の脚部を固定」「金具とアンカーボルトを用いて固定転倒防止用鉄板などの部材に自動販売機の脚部を固定金具とボルトを用いて固定」の3つの工法に大別できる。 ・ 自販機関連団体が毎年 1 0 月を自販機月間として自販機に対する信頼性の向上を図るため各種イベントセミナーを実施しており、同セミナーを通じ関係省庁と協力してユーザー業界に対して自販機据付基準の更なる周知徹底を図ることとしている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的には、業界団体の自主努力に委ねられている。 ・ 行政の関わり方については、県内における実態把握と併せて、業界団体との十分協議の上、検討していく必要がある。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内における自動販売機の普及台数 4,342,900台 (平成 1 7 年12月末 : 日本自動販売機工業会調べ) ・ 自販機の転倒防止対策については、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震等の経験からその重要性が確認されており、地震防災戦略 (平成 1 7 年 3 月 3 1 日中央防災会議決定) においても、経済産業省による自販機の転倒防災対策として、自動販売機据付基準 (J I S 基準) の周知徹底を図ることが明記されている。